別紙２

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等について

令 和 ８ 年 11 月
消防庁危険物保安室

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、以下の省令及び告示を改正する。

１．改正内容

（１）特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部試験への交流電磁場測定法の導入【危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 20 条の８及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）第４条の 37 から第４条の 39 まで関係】

特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査において、「交流電磁場測定法」による試験を活用できるよう規定の整備等を行うこととする。

（２）リチウムイオン蓄電池に係る貯蔵倉庫（屋内貯蔵所）のスプリンクラー設備の見直し【規則第 35 条の２関係】

リチウムイオン蓄電池に係る貯蔵倉庫（屋内貯蔵所）のスプリンクラー設備について、一定の基準を満たす閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものも設置可能とすることとする。

（３）セルフ給油取扱所における泡消火薬剤に係る措置【製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 559 号）第 18 条関係】

セルフ給油取扱所に設置されているパッケージ型固定泡消火設備の泡消火薬剤については、水性膜泡消火薬剤又は機械泡消火薬剤に限定されているところ、一定の消火性能を確認したものである場合は、その種類を問わず用いることを可能とすることとする。

２．施行期日

公布の日の翌日から施行する。